

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第3回）議事概要

1 日 時

平成20年11月25日（火） 14:00～14:43

2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

（1）委員

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、長田 三紀、
宮本 勝浩

（以上5名）

（2）臨時委員

東海 幹夫

（以上1名）

（3）事務局

永利情報流通行政局総務課課長補佐

（4）総務省

桜井総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、村松料金サービス課企画官
山田番号企画室長

4 議 題

（1）答申事項

- ① 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問3001号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

ユニバーサルサービス制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法の認可並びに各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を行うもの。

- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通

信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置）について【諮問第3002号】

接続委員会から報告を受け、審議した結果、諮問のとおり認可することが相当との答申をした。

【内容】

本年3月27日付けの情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」を踏まえた電気通信事業法施行規則等の一部改正による規定整備を受け、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の次世代ネットワーク等に係る接続約款の変更を行うもの。

③ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3003号】

電気通信番号委員会から報告を受け、審議した結果、諮問のとおり改正することが相当との答申をした。

【内容】

現在、携帯電話で使用されている端末設備を識別するための電気通信番号（IMS I）について、今後、BWAアクセスサービス等の様々なサービスでの使用が想定されることから、IMS Iを携帯電話以外のサービスについても使用可能とするため、電気通信番号規則の一部を改正するもの。

(2) 諮問事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第3005号】

審議の結果、諮問された案について意見募集を行い、接続委員会において調査することとした。

【内容】

平成21年度以降の接続料の算定方法等について、関連規定の整備を行うもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 濱元 吉原

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp